

特産品販路拡大に伴う商談会・物産展参加補助金制度とは

この制度は、本町の特産品等の販路拡大を促進することで、本町経済の活性化、雇用の継続等を図るため、特産品等を製造又は販売する事業者が行う国内外の商談会等への出展に要する経費に対し、予算の範囲内（100万円）において、補助金を交付するものです。

制度の概要は、以下の通りです。

1 補助対象者

補助金交付の対象となる事業所は、町内に本店又は主たる加工所を有している事業所です。

2 補助対象事業

補助金の交付の対象となる事業は、国内外において開催される商談会等で、国又は地方公共団体が主催、共催若しくは後援をし、若しくはこれに準ずる公的機関が関与するもので令和6年3月31日までに完了するものです。

3 補助対象経費

補助金の交付の対象となる経費は、商談会等に出展する経費のうち、出展料、小間等装飾費、会場借上料、什器類借上料、旅費、宿泊費（但し1泊当たり上限額12,000円）運搬費、通訳費、翻訳費その他必要と認められる経費です。

4 補助率等

補助対象経費に係る補助率等は、次の表のとおりです。

区 分	補助率	1事業者の補助金の上限額	1事業者申請回数
国内外の販路拡大事業	2/3	200,000円	通算して補助金の上限に達するまで

※申請・問合せ 西伊豆町商工会（電話 52-0270）